

日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染
及び災害の発生の防止に関する条例
(通称：土砂条例)

申請の手引き

<令和6年4月1日一部改正>

日 光 市

目 次

1. 土砂等による埋立等
 - 1-1 条例上の定義
 - 1-2 責務と義務
 - 1-3 特定事業期間
 2. 特定事業の流れ
 3. 事前協議と許可申請に必要な書類
 4. 許可申請手数料
 5. 特定事業の実施前に確認すべきこと
 6. 各手続等の留意事項
 - 6-1 事前協議
 - 6-2 説明会と周辺住民等との協議
 - 6-3 土地所有者等の同意
 - 6-4 新規許可
 - 6-5 許可の基準
 - 6-6 構造上の基準
 - 6-7 変更
 - 6-8 土砂等を搬入する場合
 - 6-9 管理台帳と状況報告
 - 6-10 水質検査・地質検査
 - 6-11 関係書類
 - 6-12 標 識
 - 6-13 搬入する車両
 - 6-14 立入調査等
 - 6-15 休止・廃止・譲受け ほか
 - 6-16 完了した場合
 7. 申請書等の作成要領
 - 7-1 事前申請と許可申請の添付書類
 - 7-2 説明会関係の添付書類
 - 7-3 土砂等搬入届の添付書類
 - 7-4 管理台帳と状況報告書
- 別表 1 土砂等の安全基準
- 別表 2 構造上の基準
- 別表 3 一時たい積事業の構造の基準
- 参考 1 土砂等を運搬する大型自動車による
交通事故の防止等に関する特別措置法
- 参考 2 搬入車両の表示例

日光市では、平成11年4月から栃木県の条例、平成21年4月からは日光市の条例により、土砂等の埋立や盛土などに対して規制を設け、土砂等の崩落や流出と土壌汚染の防止に努めています。

しかし、近年は全国的に残土処分のみを目的とした利用目的のない盛土が増加して、様々なトラブルに発展しています。

日光市においては、許可不要である500㎡未満の盛土を行うという虚偽の申告をして500㎡以上に無許可で盛土する事例が増加していることから、より計画的で安全な特定事業を確保するために、例外を除いて全ての面積を許可対象とする条例の一部改正を令和6年4月1日に行いました。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う方に、条例の内容を理解していただくとともに、条例の取り扱いや諸手続きに必要な書類の作成方法と留意事項を解説したものです。

事業を行う皆様には、条例の趣旨を十分に理解していただき、適正な土砂等の埋立てや盛土、たい積を行うようお願いいたします。

《令和6年4月1日一部改正の主な内容》

- ① 特定事業の面積要件を撤廃
- ② 事業者及び関係者等の責務の義務化
- ③ 土地所有者の責務の義務化
- ④ 許可の必要な事業の除外規定追加
- ⑤ 許可基準の追加
- ⑥ 名義貸しの禁止

1. 土砂等による埋立等

日光市では、事業区域以外の場所から土砂等を搬入し、土地の埋立てや盛土、一時的にたい積する事業を「特定事業」として許可が必要になります。

※ 事業区域以外から土砂等を搬入しない場合は、対象外になる。

1-1. 条例上の定義

① 特定事業

事業を行う場所以外の場所から土砂等を搬入して盛土・埋め立て・一時的にたい積を行う場合は、次の場合を除いて全てが特定事業になります。

○許可を必要としない特定事業

- ・国、地方公共団体、公共的団体の行う特定事業
- ・採石法および砂利採取法の認可による採取場から採取された土砂等を販売のために一時的にたい積する場合
- ・採石法または砂利採取法による認可の採取計画に従う特定事業
- ・土壌汚染対策法第6項第1項又は第11条第1項により指定された区域内で行う特定事業
- ・非常災害のための必要な応急措置として行う特定事業
- ・自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を目的として行う500m²未満の特定事業
- ・農地の保全又は利用の増進を目的とした農地改良であって、土地の所有者または耕作者が行う500m²未満の特定事業
- ・宅地分譲、集合住宅、商業施設、工業施設、医療施設、福祉施設、教育施設、宿泊施設、その他これらに類する施設の建築を目的として行う500m²未満の特定事業
- ・他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業で、栃木県内で発生した土砂等による500m²未満のたい積の場合
- ・通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為として行う特定事業

② 事業区域・事業場

- 特定事業区域・・・埋め立て、盛土等を行う区域
- 特定事業場・・・特定事業区域のほか、搬入路、保安地帯、事務所などを含む面積
- 一時たい積場・・・他の場所への搬出を目的とした土砂等のたい積を行う事業場

③ 土砂等

- ・土砂等とは、建設発生土、山砂、ズリ、山砕、川砕などとする。
- ・土砂等に廃棄物と放射線により汚染された土砂等は含まない。
- ・路盤材として使用される碎石や砂利、RC材のみで行う埋立て等は対象外。
- ・不明な場合は、事前に生活安全課(0288-21-5112)にご確認ください。

④ 周辺住民等

- ・事業区域に隣接する土地の所有者と建物の所有者
- ・事業区域から100m以内の自治会（一部でも含んでいれば、全て該当します）
- ・自治会の連絡先が不明な場合は、市地域振興課及び各行政センター地域づくり推進係にご相談ください。

(連絡先) 地域振興課 0288-21-5147、日光行政センター 0288-54-1112

藤原行政センター 0288-76-4100、足尾行政センター 0288-93-3115

栗山行政センター 0288-97-1112 (各行政センターは地域づくり推進係の直通番号)

1-2. 責務と義務

① 事業者の責務

- ・ 土壌汚染と災害発生の防止に必要な措置を講じること。
- ・ 特定事業により苦情や紛争が生じた場合は、誠意をもって解決に当たらなければならない。
- ・ 土砂等を排出する者（発生元）は、土砂等の汚染状況を確認し、汚染の恐れのある土砂等を排出してはならない。
- ・ 土砂等の運搬をする者（委託を受けた者も含む。）は、車両運行関係の法令を遵守した上で、汚染の恐れのある土砂等を運搬してはならない。
- ・ 現場管理責任者は、土砂等搬入届の内容と土砂等の搬出元を確認し、記録をすること。
- ・ 現場管理責任者は、事業区域外への排出水汚染状態の測定が出来ることの維持、施工による災害発生の防止、休業日と施工時間の管理、災害等発生時の対応をしなければならない。

② 土地所有者の責務と義務

- ・ 汚染と崩落等の恐れがある者に土地を提供してはならない。
- ・ 特定事業が行われている間、施工状況を週1回以上確認すること。
- ・ 汚染、崩落、災害の発生か恐れのあることを知ったときは、特定事業の中止や原状回復などの措置を事業者に求めた上で、市長に通報すること。

1-3. 特定事業期間

- ・ 新規許可申請の施工期間は、3年を超えて申請することは出来ない。
- ・ 3年間で申請することはできるが、無意味に3年間とせずに、計画的な期間で申請すること。
- ・ 変更許可申請で期間を延長する場合は、当初の許可期間から1年までとする。

2. 特定事業の流れ

(1) 事前協議～許可になるまで

- ① 事前協議
- ② 説明会の開催
- ③ 周辺住民等との協議
- ④ 新規許可申請
- ⑤ 現地調査
- ⑥ 許 可

(2) 許可後～事業期間中

- ① 標識の設置
- ② 土砂等搬入届
- ③ 土砂等管理台帳の作成と提出
- ④ 水質検査と地質検査の実施
- ⑤ (変更の場合) 周辺住民等への周知→許可申請→現地調査→許可
※軽微な変更の場合は変更届になる。

(3) 施工完了後

- ① 完了届の提出
- ② 施工状況検査、水質検査、地質検査
- ③ 検査結果の確認通知

3. 事前協議と許可申請に必要な書類

申請書・添付書類	特定事業		一時たい積事業	
	事前協議	許可申請	事前協議	許可申請
特定事業事前協議書（様式2号）	○			
特定事業事前協議指導等通知事項回答書（様式6号）	○		○	
特定事業許可申請書（様式15号）		○		
特定事業（一時たい積事業）事前協議書（様式3号）			○	
特定事業（一時たい積事業）許可申請書（様式16号）				○
住民票の写し（法人は登記事項証明書）		○		○
特定事業区域内土地 ^{使用} 同意書（様式9号）		○		
特定事業区域隣接地 ^{権者} 同意書（様式11号）		○		
特定事業（一時たい積事業）区域 ^{内土地} 使用同意書（様式10号）				○
特定事業（一時たい積事業）区域 ^{隣接地権者} 同意書（様式12号）				○
誓約書（市ホームページに参考あり）		○		○
特定事業事前協議終了通知書の写し		○		○
位置図、付近の見取り図	○	○	○	○
平面図、断面図	○	○	○	○
土地の公図の写し（原本）	○	○	○	○
土地の登記事項証明書（原本）	○	○	○	○
未成年の法定代理人を記載した書面（市HPに参考あり）	○	○	○	○
（法人の場合）役員を記載した書面	○	○	○	○
（法人の場合）5/100以上の株主当の書面	○	○	○	○
使用人を記載した書面	○	○	○	○
土量計算書	○	○		
（擁壁を用いる場合）擁壁の断面図と背面図	○	○		
（RC造等擁壁の場合）構造計算書	○	○		
生活環境の保全のための措置を記載した書面（様式4号）	○	○	○	○
完了後の利用計画を示した書類	○	○		
他法令等の許認可書の写し		○		○
その他市長が必要と認める書類	○	○	○	○

4. 許可申請手数料

新規許可申請・変更許可申請・譲受け許可申請をする場合は、次の申請手数料を納付すること。

区分	500 m ² ～3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上
新規	26,000円	52,000円
変更・譲受け	16,500円	33,000円

5. 特定事業の実施前に確認や手続きをすべきこと

特定事業の事前協議をする前に事業区域について、次のことを各担当課に確認すること。

- ① 埋蔵文化財の有無と日光杉並木街道保全区域 【日光市 文化財課】
- ② 特定事業区域内と隣接地に青地や赤地がある場合 【日光市 維持管理課】
- ③ 搬入経路で市道を大型車両が通行する場合 【日光市 維持管理課】
- ④ 農地の場合 【(農地転用) 日光市農業委員会、(農地) 日光市農政課】
- ⑤ 山林の場合 【日光市 環境森林課】
- ⑥ 特定事業場を管理する事務所の建設(仮設を含む)の建築確認 【日光市 建築住宅課】
- ⑦ 1,000 m²以上の一時たい積事業は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出をすること。【栃木県 県西環境森林事務所】

上記以外の場合であっても、許認可等が必要なものは全て許認可等を得ること。

6. 各手続等の留意事項

6-1. 事前協議

- (ア) 事前協議とは、事業内容が構造上の基準に適合していることのほか、提出書類の不備などを確認するために協議(指導、助言を含む)することです。
- (イ) 事前協議は、事業の許可を約束するものではありません。
- (ウ) 市との事前協議により指導や助言を受けた場合は、事業内容を適合させるために関係人と自らの責任で調整協議をすること。
- (エ) 指導等通知について、調整が出来た場合は、回答書を提出すること。
- (オ) 事前協議が終了した場合は、市から申請者に終了通知書を通知する。
- (カ) 事前協議の有効期間は協議終了後1年間とする。

〔関係様式〕

特定事業事前協議書(様式第2号)

特定事業(一時たい積事業)事前協議書(様式第3号)

特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面(様式第4号)

特定事業事前協議指導等通知事項回答書(様式第6号)

特定事業事前協議取下書(様式第7号)

※添付書類は、3ページを参照

6-2. 説明会と周辺住民等との協議

- (ア) 市との事前協議が終了してから、周辺住民等に対して説明会を開催すること。
- (イ) 説明会では、事前協議が終了した事業内容を説明すること。
- (ウ) 説明会開催日の7日前までに市に開催届を提出すること。
- (エ) 説明会の開催届には、次のものを添付すること。
 - ・説明会で配布した資料
 - ・参加した周辺住民等の名簿（様式なし）
 - ・説明会開催中の写真
- (オ) 説明会に出席した周辺住民等は、説明会開催日から14日以内に、説明を受けた者から代表者を決めて意見をまとめ、その代表者が申出書で意見を申し出ることができる。
 - ※意見の無い場合は、その旨を回答すること。
- (カ) 事業者は、申出書の提出から14日以内に、周辺住民等に見解書を提出して十分に理解を得ること。
- (キ) 協議終了の場合は、終了した日から7日以内に協議状況届を提出すること。
- (ク) 説明会の開催が困難であると市が認めた場合は、周辺住民等に対して周知をすること。

〔関係様式〕説明会等開催届（様式第13号）

申出書（任意様式）、名簿（任意様式）、見解書（任意様式）

協議状況届（様式第14号）※申出書と見解書の写しを添付

6-3. 土地所有者等の同意

- (ア) 特定事業区域内の土地所有者のほか、事業区域に隣接する土地所有者の同意を得ること。
- (イ) 公有地（青地、赤道、水路、河川区域ほか）は同意が必要ないが、境界などについて確認すること。
- (ウ) 隣接地が直に接していない場合でも、影響を及ぼす範囲であれば同意を必要とする。
- (エ) 同意を得る場合は、土地所有者に事業内容を説明してから同意を得ること。

〔関係様式〕特定事業区域内土地使用同意書（様式第9号）

特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書（様式第10号）

特定事業区域隣接地権者同意書（様式第11号）

特定事業（一時たい積事業）区域隣接地権者同意書（様式第12号）

6-4. 新規許可申請

- (ア) 事前協議と説明会開催等及び周辺住民との協議が1年以内に終了した場合のみ、新規許可申請をすることができる。
- (イ) 新規の許可申請が出来る許可期間は、3年以内とする。
- (ウ) 新規許可申請日から許可になるまで、約1か月を要します。
- (エ) 許可を受けた事業者が第三者に施工させる、いわゆる「名義貸し」は禁止です。

〔関係書類〕3ページを参照

6-5. 許可の基準

新規の許可を受けるためには、次の条件に適合しなければなりません。

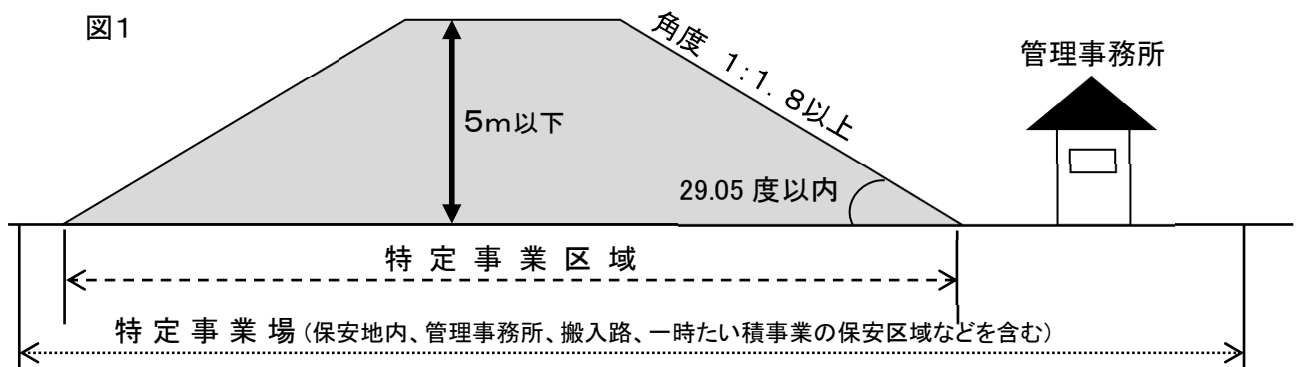
- ① 栃木県生活環境の保全等に関する条例に関する刑執行等を受けなくなった日から3年が経過していること。
- ② 本条例の許可取り消しされた日から3年を経過していること。
- ③ 特定事業の停止命令を受けた期間を経過していること。
- ④ 本条例の措置命令を完了していること。
- ⑤ 特定事業の施工に関して、不正または不誠実な行為をする恐れのないこと。
- ⑥ 規則第12条の規定に該当しないこと。
- ⑦ 土地所有者等の同意を得ていること。
- ⑧ 説明会開催届を提出していること。
- ⑨ 事前協議が1年以内に終了していること。
- ⑩ 3年以内に完了するもの。
- ⑪ 施工管理のできる事務所が設置されていること。
- ⑫ 使用する土砂等が栃木県内で発生したもので、その場所から直接搬入されること。

※「⑫栃木県内で発生したものであること」とは、栃木県内の工事等で発生する土砂であり、一時的に県内にたい積した県外の土砂等は含みません。

6-6. 構造上の基準

【盛土、埋め立て、埋め戻しの場合】

- (ア) 完了した構造は、区域外へ崩落、飛散、流出しない構造とし、図1の基準に適合すること。
- (イ) 施工中も構造上の基準を遵守し、転圧などにより締め固めにより崩落等を防止すること。
- (ウ) 区域外へ排出される水の汚染状態を測定できる構造であること。
- (エ) 地盤に滑りやすい土質の層がある場合は、くい打ちや土の置換えなどの措置をすること。
- (オ) 著しく傾斜している土地の場合は、段切りなどの措置をすること。
- (カ) のり面は、芝張りや種子吹付などの保護措置をすること。
- (キ) 完了後に地盤のゆるみや崩落防止のために締め固めなどの措置をすること。
- (ク) 擁壁を用いる場合は、宅地造成等規制法施行令第6～10条の規定に適合するものとする。
なお、擁壁部分は、高さの基準から除く。
- (ケ) 事業区域の境界には、杭等を設置して境界を明確にすること。



【一時たい積事業の場合】

- (ア) 区域外へ崩落、飛散、流出しない構造であること。
- (イ) 保安区域（15 ページ別表 3 のとおり）が設置されていること。
- (ウ) 高さとのり面の構造は、盛土等と同様とする。（高さ 5 m 以下、法面 1 : 1.8 以下）
- (エ) 採取場所ごとに土砂等を区分する措置が図られていること。（出入口に施錠するなど関係者以外の者が立ちることが出来ない措置をしている場合は、この限りでない。）

☆ 16 ページ別表 4 の許認可等による構造で、かつ崩落等の防止措置が図られている場合は、土砂条例の構造の基準を適用しない。

6-7. 変更する場合

- (ア) 事業内容を変更する場合は、事前に許可を得ること。
- (イ) 添付書類は、変更する箇所の書類のみとする。
- (ウ) 変更をする場合は、変更内容について周辺住民等へ周知すること。
- (エ) 期間を変更する場合は、当初の許可期間から 1 年間以内までとする。
- (オ) 軽微な変更をする場合は、変更届を提出すること。

<軽微な変更>

- ① 申請者の氏名及び住所（法人の場合は、代表者の氏名、事務所の所在地）
- ② 構造を変更しない場合の土量
- ③ 土砂等搬入計画
- ④ 現場管理責任者

〔関係様式〕 特定事業変更許可申請書（様式第 17 号）

特定事業変更届（様式第 18 号）

6-8. 土砂等を搬入する場合

- (ア) 土砂等を搬入する場合は、採取場所ごとかつ 5,000 m³ごとに搬入する 3 日前（閉庁日を除く）までに土砂等搬入届を提出すること。
- (イ) 搬入する土砂等は、指定の検査（13 ページ 別表第 1）により安全基準に適合していることを確認した土砂等であること。
- (ウ) 栃木県内で発生した場所から直接搬入される土砂等であること。
- (エ) 県内の一時たい積場（仮置き場を含む）を経由する場合であっても、県外で発生した土砂等は搬入することができない。
- (オ) 発生元から直接搬入せずに、積み替えや一時保管などをする施設などを経由する場合は、経由する施設ごとの証明を添付すること。（発生元証明書、売渡証明書、位置図、写真ほか）
- (カ) すべての搬入届の土砂等発生元事業者に搬出の事実確認をするが、場合によっては、現地確認をしてから受理する場合があります。
- (キ) 土砂等発生元証明書と計量証明書は、6 ヶ月以内に検査したものに限る。

(搬入届に必要な添付書類)

- ① 土砂等発生元証明書 (様式第 20 号)
- ② 検査試料採取調書 (様式第 21 号)
- ③ 計量証明書
- ④ 採取している写真 (各試料を採取している写真ほか、発生元の全景写真も含む。)
- ⑤ 採取位置図

〔関係様式〕 土砂等搬入届 (様式第 19 号)
土砂等発生元証明書 (様式第 20 号)
検査試料採取調書 (様式第 21 号)

6-9. 管理台帳と状況報告

- (ア) 管理台帳：採取場所ごとに 1 日あたりの搬入量を記載した管理台帳を作成すること。
- (イ) 状況報告：搬入を開始した日から 6 ヶ月ごと (一時たい積場は、3 ヶ月ごと) に、各期間を経過した日から 2 週間以内に、管理台帳を添付して提出すること。
- (ウ) 完了・廃止・休止をする場合は、各届出に状況報告書を添付すること。

〔関係様式〕 土砂等管理台帳 (様式第 22 号)
土砂等管理台帳 (一時たい積事業用) (様式第 23 号)
特定事業状況報告書 (様式第 24 号)
特定事業 (一時たい積事業) 状況報告書 (様式第 25 号)

6-10. 水質検査・地質検査

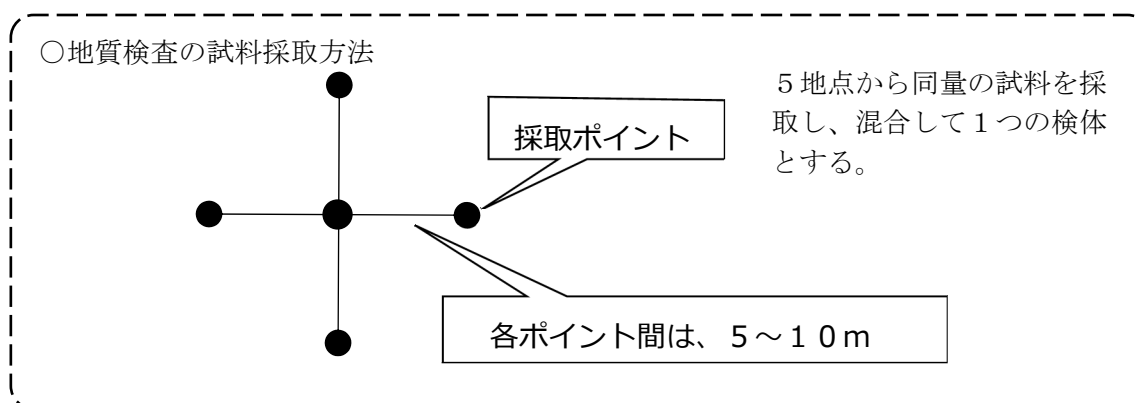
- (ア) 特定事業を開始した日から表 1 の期間ごとに水質検査を行い、期間を経過した日から 3 週間以内に必要書類 (試料採取調書、計量証明書、採取位置図、写真) を添付した水質検査等報告書を提出すること。
- (イ) 気象条件などの理由で水質検査に必要な水量を採取出来ない場合は、地質検査に代えることが出来る。
- (ウ) 特定事業を完了と廃止をした場合も、同様に報告すること。
- (エ) 完了と廃止をする場合の試料採取は、市職員の立ち合いと指示のもとで採取すること。
- (オ) 土砂等の安全基準と検査方法は、「別表第 1 (13 ページ)」のとおり。

【表 1】 検査期間

事業区域面積	期間
特定事業区域面積 10 万 m ² 未満	6 ヶ月ごと
〃 10 万 m ² 以上	3 ヶ月ごと
一時たい積事業 (面積要件なし)	3 か月ごと

【表2】特定事業区域面積に応じた試料の数

事業区域面積	試料数	事業区域面積	試料数
3,000 m ² 未満	1	5 ha 以上 6 ha 未満	7
3,000 m ² 以上 1 ha 未満	2	6 ha 以上 7 ha 未満	8
1 ha 以上 2 ha 未満	3	7 ha 以上 8 ha 未満	9
2 ha 以上 3 ha 未満	4	8 ha 以上 9 ha 未満	10
3 ha 以上 4 ha 未満	5	9 ha 以上 10ha 未満	11
4 ha 以上 5 ha 未満	6	10 ha 以上	12



〔関係様式〕特定事業水質検査等報告書(様式第26号)

検査試料採取調書(様式第21号)

計量証明書(計量法第110条の2第1項の規定による証明書)

6-11. 関係書類

- (ア)市に提出する書類は、ファイリングして2部提出(正本以外は、写しでよい)
- (イ)関係書類は、5年間保存すること。
- (ウ)許可を受けた者は、施工管理事務所において施工期間中は、市に提出した書類(写し)と土砂等管理台帳を周辺住民等と利害関係者の求めに応じて縦覧させること。
- (エ)特定事業場内に管理事務所を設置することが出来ない場合は、関係書類を車両等に保管するなどして、縦覧に対応すること。

6-12. 標識

- (ア)許可後ただちに、特定事業場の見やすい場所に、標識を掲示すること。
- (イ)標識は、許可期間中、常に認識できる素材のものとし、破損や汚損の場合は補修すること。
- (ウ)事業区域の境界に杭などで、境界を明らかにする表示をすること。

〔関係様式〕標識(様式第27号)

6-13. 搬入する車両

- (ア) 土砂等を運搬車両の通行について、搬入路の道路管理者と事前に協議すること。
- (イ) 大型自動車で土砂等を運搬する場合は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）」の第2条第2項、第3条に規定する車両とする。（17ページ [参考1](#)）
- (ウ) 運搬業務を特定事業者から請け負う者についても同様とする。
- (エ) 土砂等を搬入する車両には、以下の事項を表示すること。
- ①特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
 - ②特定事業区域内の所在地
 - ③特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあつては名称）
 - ④特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあつては名称）
 - ⑤特定事業の許可番号
- ※18ページ [参考2](#) を参照ください。

6-14. 立入検査

許可事業者は、市の立入検査に協力し、次のことに対応すること。

- ①報告と資料の提出
- ②特定事業場、管理する事務所への立入検査
- ③帳簿、書類その他の物件の検査
- ④事業者及び関係者への聞き取り

6-15. 休止・廃止・譲受け ほか

- (ア) 廃止の場合は、廃止した日から30日以内に廃止届を提出すること。
- (イ) 廃止した場合にも、水質検査と地質検査の両方を行い、報告書を3週間以内に提出すること。
- (ウ) 廃止届出後は、市と日程調整して立入検査を受けること。
- (エ) 2月以上休止する場合は、事前に休止届を提出すること。
- (オ) 許可を受けた者が、特定事業を譲受ける場合は、事前に許可を得ること。
- (カ) 相続があつた場合は、事前に相続届を提出すること。

〔関係様式〕 特定事業廃止(休止)届(様式第29号)
特定事業譲受け許可申請書(様式第30号)
特定事業相続届(様式第31号)
特定事業水質検査等報告書(様式第26号)

6-16. 完了した場合

- (ア) 完了した日から15日以内に完了届を提出すること。
- (イ) 完了後は、市と日程調整の上、市の立合いのもと水質検査と地質検査の実施と構造等の完了検査を受けること。なお、地質検査は市の指定した箇所から試料を採取すること。

〔関係様式〕 特定事業完了届(様式第28号)
特定事業水質検査等報告書(様式第26号)

7. 申請書等の作成要領

7-1. 事前協議と許可申請の添付書類

- (ア) 位置図 … 25,000分の1で、道路や地勢など周辺の状況が判明できるもの。
- (イ) 見取図 … 2,500分の1で、道路や地勢及び周辺施設を表示し区域が判明できるもの。
- (ウ) 平面図 … 500分の1（事業区域によっては250分の1）で、事業区域と事業区域の境界、隣接地、事業区域の面積が明確に表示されていること。面積計算書も添付すること。
- (エ) 断面図 … 100分の1で、完了後の構造とたい積の高さ及び法面角度を表示すること。
- (オ) 公図の写し … 事業区域と隣接地が表示されているものとし、事業区域を明示すること。各筆には地権者、地目、地積を明示すること。
- (カ) 土地の登記事項証明書 … 申請日の3月以内に発行したものに限る。
- (キ) 申請者が未成年の場合 … 法定代理人の氏名、生年月日、本籍、住所を記載した書面とする。（市ホームページに様式例あり。） 法定代理人が法人の場合は、名称、住所、代表者、役員の名、生年月日、本籍地、住所を記載すること。
- (ク) 申請者が法人である場合 … 発行済株式総数100分の5以上の株主、または出資額100分の5以上の相当額を出資している者がある場合は、氏名・生年月日・本籍地・住所を記載したもの。
- (ケ) 使用人がある場合 … 氏名、生年月日、本籍地、住所を記載した書面
- (コ) 擁壁の断面図、背面図 … 宅地造成等規制法施行令第6～10条の規定に適合した構造とし、断面図50分の1とする。背面図は、擁壁の裏面の構造が判明出来るものとする。RC造の場合は、概要、構造計画、応力計算、断面算定を記載した書面とする。
- (サ) 環境の保全関係の書面 … 様式第4号、粉じん、騒音、振動の対策を明確に記載すること。交通安全については、土砂等運搬車両による周辺道路の管理、通行速度、施行時間などを、その他は環境保全に関する計画のほか、法面の保護措置方法を記載すること。
- (シ) 完了後の利用計画の書面 … 特定事業完了後の土地利用を明確に記載すること。様式や書面は任意のものとする。
- (ス) 住民票 … 申請日の3月以内に発行したものに限る。（法人の場合は、登記事項証明書）
- (セ) 特定事業区域内土地使用同意書 … 様式第9号、特定事業区域の土地が申請者名義の場合は省略する。事業区域内の土地所有者全員分の同意書を添付すること。
- (ソ) 特定事業区域隣接地権者同意書 … 様式第11号、特定事業区域の土地に隣接する土地全ての同意書を添付すること。
- (タ) 一時たい積場の同意書 … 様式第10号、様式第12号、扱いは上記の同意書と同じ。
- (チ) 誓約書 … 条例第15条第1項第1号ア～ケに該当しないものであることを誓約する書面。（市ホームページに様式例あり。）
- (ツ) 他法令に基づく許認可等の書面 … 土砂条例以外に許可や届出が必要な場合は、許可書などの写しを添付すること。
- (テ) その他市長が必要と求める書類 … 申請手続き等を行政書士などが行う場合は、委任状を添付すること。その他、市が求めた場合は添付すること。

7-3. 説明会関係の添付書類

- (ア) 説明会開催届 … 説明会で配布する資料（周知の場合は、周知で配布した資料）を添付すること。
- (イ) 説明会の配布資料 … 新規の許可申請をする事業内容で、その申請に添付すべき資料を配布すること。
- (ウ) 事前協議指導等通知事項回答書 … 回答内容を説明できるように図面などの関係書類を添付すること。

7-3. 土砂等搬入届の添付書類

- (ア) 土砂等発生元証明書 … 原本（副本は写しでよい。）を添付し、発生元証明書の発行者に対して、搬出の事前確認をするので、必ず連絡の取れる電話番号を記載すること。
- (イ) 計量証明書 … 計量法第110条の2第1項に規定する証明書とする。
- (ウ) 位置図 … 周辺状況も含めた位置を特定できる位置図と、試料を採取した位置図とする。
- (エ) 写真 … 各試料の採取している写真と採取箇所の全景写真とする。

7-4. 管理台帳と状況報告書

- (ア) 管理台帳 … 発生元ごとに、搬入伝票などを基に1日あたりの搬入量を記載すること。
- (イ) 一時たい積場の場合は、搬出先ごとに搬出土量を記載すること。
- (ウ) 状況報告書 … 管理台帳の写しを添付すること。

別表第1(規則第2条、第18条、第20条、第21条関係)

○土砂等の安全基準と検査方法

※測定方法中の「規格」は、日本産業規格(JIS)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき0.003mg以下	規格K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。)付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下	規格65・2(規格65・2・7を除く。)に定める方法(ただし、規格65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液1ℓにつき0.01mg以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1kgにつき15mg未満	検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下	昭和46年告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1kgにつき125mg未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1ℓにつき0.002mg以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1・2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下	規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1・1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下	規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1・2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下	シス体にあつては規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法

1・1・1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下	規格 K0125 の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は5・5に定める方法
1・1・2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下	規格 K0125 の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格 K0125 の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格 K0125 の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は5・5に定める方法
1・3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下	規格 K0125 の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下	昭和46年告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格 K0125 の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格 67・2、67・3又は67・4に定める方法
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下	規格 34・1（規格34の備考1を除く。）若しくは34・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mℓに硫酸10mℓ、りん酸60mℓ及び塩化ナトリウム10gを溶かした水溶液とグリセリン250mℓを混合し、水を加えて1,000mℓとしたものを用い、規格 K0170-6 の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34・1・1C）（注〔2〕第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下	規格 47・1、47・3又は47・4に定める方法
1・4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05mg以下	昭和46年告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1・2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の5・1、5・2又は5・3・2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2(規則第13条関係)

○構造上の基準

【盛土・埋立の場合】

1. 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置が講じられていること。
2. 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあつては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
3. 土砂等の埋立て等の高さ及びのり面(擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ	のり面のこう配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準じるもの	5m以下	垂直1mに対する水平距離1.8m以上のこう配

4. 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
5. 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
6. のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
7. 特定事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

【一時たい積の場合】

別表第3(規則第13条関係)

1. 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

2. 土砂等のたい積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。)が5メートル以下であること。
3. 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

別表第4(規則第15条関係) ○構造上の基準に係る適用除外

- 1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項の規定による許可を要する行為
- 2) 土地改良法に基づく土地改良事業
- 3) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項及び第34条第2項(第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為
- 4) 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 5) 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為
- 6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項及び第21条第3項の規定による許可を要する行為
- 8) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 9) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 10) 河川法(昭和39年法律第167号)第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可を要する行為
- 11) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可、同法第59条第4項の規定による認可及び同法附則第4項の規定による許可を要する行為
- 12) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 13) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 14) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第4項の規定による許可を要する行為
- 15) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による許可を要する行為
- 16) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 17) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第37条第4項の規定による許可を要する行為
- 18) 栃木県立自然公園条例(昭和33年栃木県条例第11号)第19条第3項の規定による許可を要する行為
- 19) 栃木県風致地区条例(昭和45年栃木県条例第7号)第2条第1項の規定による許可を要する行為
- 20) 自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第4項の規定による許可を要する行為
- 21) 栃木県砂防指定地の管理等に関する条例(平成15年栃木県条例第5号)第4条第1項及び第5条の規定による許可を要する行為

○参考 1

◇土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

(昭和42年法律第131号)

(定義)

第2条第2項 この法律において「大型自動車」とは、専ら貨物を運搬する構造の自動車で、国土交通省令で定めるものをいう。

(表示番号の指定)

第3条 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものを除く。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出るとともに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 経営する事業の種類及び規模その他の概要
- 三 自動車の自動車登録番号、車名、初度登録年及び最大積載量
- 四 運搬する主要貨物の種類及びその年間予定数量
- 五 自動車の車庫又は常置場所の位置
- 六 運転者を雇用する場合にあつては、運転者の勤務時間、乗務時間及び乗務距離
- 七 自らその運転者である場合にあつては、その乗務時間及び乗務距離
- 八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるもの

2 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものに限る。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、すみやかに、その旨を国土交通大臣に届け出るとともに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

(表示番号等の表示)

第4条 土砂等の運搬の用に供する大型自動車（以下「土砂等運搬大型自動車」という。）を使用する者は、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定による指定に係る表示番号その他国土交通省令で定める事項を当該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。

(平一一法一六〇・平一八法四〇・一部改正)

◇土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則

(昭和四十二年十二月二十二日) (運輸省令第八十六号)

(大型自動車)

第一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二条第二項の国土交通省令で定める自動車は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する大型自動車及び中型自動車（車両総重量が八千キログラム以上のもの及び最大積載量が五千キログラム以上のものに限る。）とする。

○参考2 (搬入車両の表示例) ※実際の大きさと異なります。

土砂等搬入車両 ←		100ポイント以上
○搬入先	日光市◇◇123 ←	60ポイント以上
○許可事業者	(株)にっこう建設 ←	60ポイント以上
	許可番号：日光市環第100号 ←	30ポイント以上
○搬入者	(有)土山運送 ←	60ポイント以上

○参考3

日光市土砂条例公式ホームページ「土砂等で盛土・埋立てをする場合」

https://www.city.nikko.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/kankyohozen/5/6937.html



土砂条例は、土壌汚染や土砂災害の発生を防止するために、盛土や埋め立てなどに必要な規制をしています。

このために、土砂等を発生させる者から運搬する者、盛土や埋め立てなどの事業を行う者、土地の所有者まで関係する全ての方が、条例だけでなく関係する法令等を守り、自然豊かな日光市の環境を守り、市民の安全と安心に努めるようご協力ください。

日光市 市民生活部 生活安全課 生活環境係

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

TEL 0288-21-5112